

令和六年六月二十八日受領  
答弁第一九一号

内閣衆質二二三第一九一号

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員松原仁君提出サプライチェーンにおけるウイグル人強制労働問題に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出サプライチェーンにおけるウイグル人強制労働問題に関する質問に対する答

弁書

一について

政府としては、御指摘の「サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォース」において、日米両国の取組等について情報交換を行っているほか、御指摘の「ウイグル強制労働防止法」に基づいて米国が公表する輸入禁止の対象事業者の一覧表等を含め、我が国企業に、ビジネスと人権に係る国際動向に関する情報提供を行っている。政府としては、引き続きこうした取組を行っている。

二について

政府としては、日本で事業活動を行う企業による国内外のサプライチェーン等における人権尊重の取組を促進するため、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和四年九月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を策定し、周知に努めるなどしているところであり、法制の整備を含め、更なる対応については、国内外の議論の動向を踏

まえつつ検討していく考えである。